「個人に関する情報」とは、氏名、性別、生年月日、住所、年齢、職業、続柄等の事実に関する情報に限られず、個人の身体、財産、職種、肩書等の属性に関する判断や評価を表す全ての情報を指し、公刊物等によって公にされている情報や、映像、音声による情報、暗号化された情報も含まれる。これら「個人に関する情報」が、氏名等と相まって「特定の個人を識別することができる」ことになれば、それが「個人情報」となる。

なお、生存しない個人に関する情報が、同時に、遺族等の生存する個人に関する情報に当たる場合には、当該生存する個人に関する情報となる。

また、企業名等、法人その他の団体に関する情報は、基本的に「個人情報」には該当しないが、役員の氏名などの個人に関する情報が含まれる場合には、その部分については、「個人情報」に該当する。

さらに、「個人」には外国人も当然に含まれる。

2　個人情報データベース等

「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合物であって、特定の個人情報をコンピュータを用いて検索することができるように体系的に構成したもの、又はコンピュータを用いていない場合であっても、五十音順に索引を付して並べられた顧客カード等、個人情報を一定の規則に従って整理することにより特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものであって、目次、索引、符号等により、一般的に容易に検索可能な状態に置いているものをいう。

3　個人データ

「個人データ」とは、「個人情報データベース等」を構成する個人情報をいう。

（例）

・　個人情報データベース等から記録媒体へダウンロードされた個人情報

・　個人情報データベース等から紙面に出力された帳票等に印字された個人情報（そのコピーを含む。）

4　個人情報取扱事業者

「個人情報取扱事業者」とは、次に掲げる者を除いた、個人情報データベース等を事業の用に供している者をいう。

⑴　国の機関

⑵　地方公共団体

⑶　独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第２条第１項に規定する独立行政法人等をいう。）

⑷　地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第２条第１項に規定する地方独立行政法人をいう。）

⑸　その取り扱う個人情報の量及び利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ない者

⑸の規定にいう者とは、その事業の用に供する個人情報データベース等を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数の合計が過去６か月以内のいずれの日においても5,000を超えない者とする（個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「施行令」という。）第２条）。

ここでいう「特定の個人の数の合計」の算出に当たっては、次の点に留意する。

ア　「その事業の用に供する」とは、本業（13を参照）及び兼業（14を参照）のいずれの用に供するものであるかを問わず、また、雇用管理の用に供するものも全て含む。業務受託や債権譲受けの前段階における査定の際の個人情報の取得はこれに該当するが、債権の管理回収を行わず、単に債権証書を保管のため預かっているような場合は、これに該当しない。

イ　「特定の個人の数」には、個人情報データベース等を構成するものである限りは、案件ごとではなく、債務者、保証人及びこれらの家族等、識別される特定の個人ごとに個別に計上するが、同一人物が重複する場合はそれを１人として計上する。

ウ　他者が管理している個人情報データベース等であっても、それを事業の用に供する場合には、当該個人情報データベース等を構成する個人情報から識別される特定の個人の数も計上する。

エ　個人情報データベース等の全部又は一部が他人の作成に係る個人情報データベース等であって、次のいずれかに該当するものを編集し、又は加工することなくその事業の用に供するときは、それを構成する個人情報によって識別される特定の個人の数を「特定の個人の数」に計上する必要はない。

㋐　氏名、住所・居所、電話番号のみが掲載された個人情報データベース等（例えば、電話帳、電話帳ＣＤ－ＲＯＭ、氏名等入り電子住宅地図及びカーナビゲーション）

㋑　不特定かつ多数の者に販売することを目的として発行され、かつ、不特定かつ多数の者により随時に購入することができる又はできた個人情報データベース等（例えば、自治体職員録や弁護士会名簿）

オ　こうして計上された個人の数の総和により「個人情報取扱事業者」に当たるかどうかを判断する。

カ　債権回収会社は、常に「特定の個人の数の合計」を把握し、自らが「個人情報取扱事業者」に当たるかどうかを把握することとする。

5　本人

「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

6　保有個人データ

「保有個人データ」とは、個人情報取扱事業者が、本人又はその代理人から求められる開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止の全てに応じることができる権限を有する個人データであって、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして次に掲げるもの以外のもの及び６か月以内に消去すること（更新することを除く。）となるもの以外のものをいう。

⑴　本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの

⑵　違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの

（例）

・　不審者情報やクレーマー情報、総会屋情報

・　暴力団等の反社会的勢力情報

⑶　国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの

（例）

・　要人の行動予定情報

⑷　犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの

（例）

・　警察などから受けた捜査関係事項照会の対象情報

・　犯罪収益との関係が疑われる取引（疑わしい取引）の届出の対象情報

7　公表

「公表」とは、広く一般に内容を発表することをいい、「公表」の方法としては、インターネットのホームページへの掲載、窓口等への書面の掲示・備付けなど、合理的かつ適切な方法で行うこととする。

8　本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）

「本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）」とは、本人が知ろうとすれば、知ることができる状態をいい、常にその時点での正確な内容を本人の知り得る状態に置く必要がある。例えば、インターネットのホームページへの掲載、パンフレットの配布、本店を始めとする営業所窓口への備付け、本人の求めに応じて遅滞なく回答を行うこと等を継続的に行うことがこれに該当する。

9　本人に通知

「本人に通知」とは、本人に直接内容を知らしめることをいい、「通知」の方法としては、書面（電子的方式、電磁的方式、その他人の知覚によっては認識することのできない方式で作られる記録を含む。以下同じ。）によることとする。